

## 平成25年度第2回桜井市地域公共交通活性化再生協議会会議要旨

○ 日 時 平成25年8月29日（水）午後2時

○ 場 所 桜井市役所 本庁3階 第1会議室

○ 出席者 協議会委員10名（うち、代理出席者4名）

事務局2名

○ 会議内容

1. 挨拶 桜井市副市長 元田 清士

2. 「コミュニティバス多武峯線の割引制度について」

### 【事務局説明】

- ・ 資料のとおり説明

### 【質疑応答】

- ・ 今回導入する制度以外の割引制度はあるのか  
→コミュニティバス全体としては、乳幼児無料、障害者手帳をお持ちの方は乗車料金半額の割引制度がある。また、コミュニティバス多武峯線には、市内在住・在勤・在学の方を対象に、料金が最大300円になる割引制度がある。
- ・ 高齢者総合福祉センターの登録者数は把握しているか  
→把握していない。本事業の意図は、近年利用者数の減少が見られる高齢者総合福祉センターと、こちらでも利用者数が減少傾向にあるコミュニティバス多武峯線について、どちらに対しても利用振興を図るというものである。
- ・ 高齢者総合福祉センターの風呂はいつ再開になるのか。  
→来年度を予定している。風呂再開に先行して、割引制度を行う。
- ・ 高齢者総合福祉センターの休館日（月曜日、火曜日）については、センター利用者証による割引はどのような扱いになるのか  
→コミュニティバス運転手はその都度判断するのは難しいので、正規以外の利用については、老人クラブ連合会を通じて、利用者に対して適正に使っていただくようお願いしていく。

- ・ 今後、この割引制度の利用者数は把握していくことはできるのか。  
→現状では多武峯線全体の利用者数しか把握できていないので、どのように調査するかという課題は残るものの、運行事業者とも相談してどのくらいの利用者数があるのか、分析していきたい。  
→多武峯線は観光路線としての側面もあるが、高齢者総合福祉センター利用者を対象とした割引というのは、利用者数増加を図るターゲットとしては非常に大きいものになるかと思うので、アンケートなどを用いて、利用者数については是非把握すべきである。
- ・ 利用者証をまだ発行していない、センター利用初日の者に対しての割引はどのように対応するのか  
→担当である高齢福祉課と相談して、センター以外でも利用者証を発行できるようにするなど、なんらかの対策を講じる。

異議なく、承認される

### 3. 「桜井市地域公共交通総合連携計画の見直しについて」

#### 【事務局説明】

- ・ 資料のとおり説明

#### 【質疑応答】

- ・ 県内の広域路線バス再編についての進捗状況を教えて欲しい  
→（奈良県地域交通課による回答）
  - これまでの協議会の作業としては、奈良県を4つの地域別ブロックにわけ、アンケートやヒアリングを通じて地域ごとの公共交通について課題の整理を行った。
  - 今後は、9月に地域別部会を開催し、その後幹事会、協議会と開催する。
  - 県内公共交通の現状は整理できたので、県内のコミュニティバス・路線バスについての指標を作成し、それに基づいて県内公共交通が今後どのような状況になるのか判断する。
  - 上記指標も参考にしながら奈良交通と相談し、運行のモデルをいくつか作成し、提示していく。
- ・ 策定する総合連携計画の期間はどのように設定するのか  
→期間については、市内公共交通の調査をしていく中で、課題・問題の性質を踏まえて、計画の内容と共に決定する。

異議なく、承認される。

4. 「平成25年度安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金の申請について」

【事務局説明】

- ・ 資料のとおり説明

【奈良県地域交通課による補足】

- ・ 本事業の申請に先立って提出いただいた事業計画について審査を行ったが、その中で審査委員会よりいくつか意見をいただいているので、紹介する。
  - 調査の中にモビリティマネジメントを取り入れるのは先進的な取組になるので、評価している
  - 公共交通を誰に、どのような目的で利用してもらいたいのかを明確にし、ターゲットを拡散させないように計画を策定すべきである

【質疑応答】

- ・ 本事業は年度内に必ず終了する必要があるのかどうか、補助金は繰越可能かどうかを教えて欲しい。  
→（県地域交通課による回答）  
繰越はできない。今年度内に、最低限「公共交通の現状課題に対する対応方針」を策定し、何かしらの成果を出す必要がある。
- ・ 乗降調査の日数が平日1日、祝日1日の計2日というのは少ないのではないか。  
→選定事業者と共に検討する。
- ・ 22年度のパーソントリップ調査の結果も出ているので、調査するにあたって使用することをオススメする  
→既存の情報についても積極的に活用していく。

5. 「桜井市地域公共交通総合連携計画策定支援業務事業者の選定方法について」

【事務局説明】

- ・ 資料のとおり説明

【質疑応答】

- ・ 指名する業者数はいくつあるのか。市内の事業者なのか。  
→市の登録業者は県外も含まれており、その中から計画策定に関する事務を行っている業者32社に対して指名を行う。

- ・ 1次選考の書類審査では企画提案書のどこまで審査を行うのか。  
→経歴や実施体制に対する評価と、提案書の内容に対する評価、両方行う

**【桜井土木事務所から事業者選考に関するアドバイス】**

- ・ 32社から提出された提案書を、内容も含めて全て審査するのは難しいので、1次審査では経歴や実施体制などを審査することにとどめるべきではないか。
- ・ 1次審査で内容まで評価した場合、2次のプレゼンテーション審査で評価が覆ることはない。プレゼンテーション技術ではなく、内容を正當に評価するよう留意すべきである。
- ・ 1次審査を通過するのは、5社「程度」にしたほうがよい。
- ・ 県ではプロポーザル審査を行う場合、最低3社以上の応募がないと成り立たない。2社の場合は、審査委員会にて実施するかどうかの協議を行ったうえでプロポーザル審査、1次の場合は審査委員会で協議を行い、事業を実施するに足る技術を持っている事業者であると決めた場合は、随意契約をする。
- ・ また、県ではこういった事業の場合、公募型のプロポーザル選考を行い、期間は2ヶ月かける。
- ・ 奈良県県土マネジメント部技術管理課はこういったプロポーザル審査になれているので、相談してみるとよい。

異議なく、承認される。